

## EUにおける食品の栄養強調表示及び健康強調表示に関する理事会規則案

2003年7月16日、欧州委員会は「食品に表示される栄養強調表示及び健康強調表示に関する規則案」を提案。同規則案は欧州議会と閣僚理事会の承認を経た上で、2005年までには施行の予定である。

### (規則案の趣旨)

消費者の食品に対する関心の高まりを受け、企業は詳細な栄養成分を表示したり、場合によっては食品が持つ有益な効果を強調。これに対し、現行の「表示・表現・広告に関する指令」(2000/13/EC)及び「栄養表示に関する指令」(90/496/EEC)では、栄養強調表示のルールが明確でなく、健康強調表示は禁止されるなど、現状に十分対応できず。

本規則案の目的は、消費者が適切な実証がなされていない強調表示によって誤解されることのないよう、栄養強調表示及び健康強調表示の条件を明確にし、一定の表示を禁止するとともに、栄養に関する強調表示を科学的に評価することで、強調表示が消費者にとって意味のあるものにする事である。

## (規則案の概要)

### ◎適用対象(1条)

食品の表示・表現・広告に用いられる栄養強調表示及び健康強調表示に適用  
(食堂・病院・学校等に供給する食品にも適用)

### ◎定義(2条)

#### 「栄養強調表示」

食品が特定の栄養特性を持っていると明示・暗示・含意するすべての強調表示  
・含む、含まない      ・多い、少ない      (例)「糖質ゼロ」「低脂肪」、「高繊維」等

#### 「健康強調表示」

食品群、食品、食品構成要素と健康との関係(疾病のリスクが低減する旨も含む。)  
について明示・暗示・含意する強調表示

## ◎栄養強調表示及び健康強調表示に共通の一般的要件(3~6条)

- 偽りや誤解を招くものであってはならない。
- 他の食品の安全性又は栄養学的特性につき疑いを与えてはならない
- 通常の多様で偏りのない食生活では十分に栄養素が補えないような暗示・明示をしてはならない。
- 文章若しくは絵・図・記号表現による不適切又は不安を抱かせる表現を使って、身体機能の変化をうたってはならない。
- アルコールを1.2%以上含む飲料に栄養・健康強調表示をしてはならない。(アルコール又はカロリーの低減をうたうことは可)
- 平均的な消費者が、強調表示された効果を理解できると予想されなければならない。
- 栄養・健康強調表示は、一般に受け入れられる科学的データに基づき、かつ実証できなければならない。
- 栄養・健康強調表示を行う企業は、表示することが正当であることを立証しなければならない。

## ◎健康強調表示に関する特別要件(10~12条)

1. 一般的要件と特別要件を満たし、かつ、本規則の規定に従って食品ごとに個別に許可(authorization)されていること (許可の手続は14~17条)

ただし、既に一般に認められた科学的データに基づき、かつ、平均的な消費者に十分理解可能な栄養素等機能に関する健康強調表示については、欧州委員会が定めるポジティブリスト(本規則採択後3年以内に作成)に含まれる限り、特に許可を要することなく使用することができる。

2. 健康強調表示と併せて以下の情報も表示すること

- 偏りのない食事と健康な生活の重要性
- 表示された効果を得るために必要な摂取量と摂取方法
- 場合によっては、摂取を控えるべき人
- 場合によっては、健康に害を及ぼす可能性があるため、その製品を過剰に摂取しないよう警告する旨の文言

3. 認められない暗示的健康強調表示

- 健康及び生活改善全般に関して、栄養素又は食品の一般的で、不特定の有益性をうたった表示
- 精神・行動に関する機能をうたった表示

- 瘦せる・体重管理をうたう表示、摂取による体重減少をうたう表示、空腹感及び満腹感についてうたう表示、熱量摂取量が減ることをうたう表示
- 医療関係者、専門家団体の助言について言及する表示、慈善事業をうたう表示、その食品を摂取しないと健康に影響が出る可能性を示唆する表示 等

## ◎疾病のリスク低減強調表示を行う場合の追加的要件(13条)

- 疾病は多数のリスク要因があること及びそのリスク要件のうち一つを変えることで効果が出る場合も出ない場合もあることを併せて記述すること

## ◎新たな健康強調表示の許可手続等(14~18条)

- ①申請者が欧州食品安全機関(EFSA)に申請書(健康強調表示を裏付ける目的で実施された科学的研究結果の添付が必要)を提出する。
- ②欧州食品安全機関は、科学的根拠に基づき審査を行い3ヶ月以内に意見をまとめ、欧州委員会・加盟国・申請者に対して提示するとともに、公開する。
- ③欧州委員会は欧州食品安全機関の意見を受けてから3ヶ月以内に、最終決定案を作成する。
- ④許可(不許可)された健康強調表示は、コミュニティ・レジスターに登録・公表される。

JOINT FAO/WHO FOOD STANDARDS PROGRAMME

CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION

*Twenty-sixth Session, FAO Headquarters, Rome, 30 June – 7 July 2003*

# Report

*Draft Guidelines for Use of Nutrition and Health Claims*

74. The Chair of the Committee indicated that there had been large support and two objections in the Committee for the inclusion of "advertising" in the Scope, and noted that if this created difficulties for some countries, it might be deleted and further considered in the Committee. The Chair pointed out that all other sections of the Guidelines reflected the consensus in the Committee as a result of considerable work in recent years.

75. The Delegation of the United States supported the adoption of the Guidelines without the reference to "advertising", as it would fundamentally change the scope of the Guidelines, and identified the need for a definition for the term advertising. This position was supported by several delegations.

76. The Delegation of Brazil expressed the view that it was essential for the Guidelines to address advertising in relation to nutrition and health claims and that the text should not be adopted if this reference was deleted. The Delegation pointed out that advertising was included in the terms of reference of the Committee and that a reference to advertising was already included in the Standard for the Labelling of and Claims for Prepackaged Foods for Special Dietary Uses.

77. Several delegations supported the extension of the scope to advertising as it was closely related to labelling and should follow the same principles in order to prevent consumer confusion. Some of these delegations indicated that as a compromise, they could accept its deletion at this stage in order to allow the adoption of the Guidelines, that would provide an important reference to facilitate regulation of health claims at the national level. These delegations also pointed out that if the reference to advertising was deleted at this stage, work on advertising should proceed in the Committee in view of the importance of this issue.

78. The Delegations of India, Singapore and Indonesia expressed their opposition to the development of guidelines for health claims in the framework of Codex as their view was that health claims should not generally be allowed. The Delegation of Malaysia, supported by the Delegation of the Philippines, expressed the view that the Guidelines should not be finalized until criteria for the scientific basis of health claims had been developed by the Committee on Nutrition and Foods for Special Dietary Uses.

79. Some observers expressed the view that the mandate of the Committee was to include provisions on health claims in the Guidelines, not to expand their scope, and that the reference to advertising had been inserted without due consideration of all its implications. Consequently they supported the adoption of the Guidelines with the deletion of the provision on advertising. Some other observers expressed their general concerns with the use of health claims and highlighted the particular problems related to foods for infants and children. They stressed the need to retain the provisions on advertising if the Guidelines were adopted because advertising should be consistent with labelling and should not be used to mislead the consumer.

80. The Commission, recognizing that there was no consensus on substantial issues, agreed to return the Draft Guidelines for Use of Nutrition and Health Claims to Step 6 for further comments and consideration by the Committee. The Commission also requested the Committee to consider the development of a definition of advertising as related to health and nutrition claims.



出典 コーデックス第26回総会 (2003年6月30日～7月7日 ローマ)  
報告書(新開発食品保健対策室 仮訳)

栄養・健康強調表示のガイドライン草案について

- 74.食品表示部会の議長は、ガイドラインに「広告」を含むことについて、多くの国から指示されている一方で、2カ国が反対していることを述べ、もし同意が得られないならば「広告」を削除し、食品表示部会において更に検討することを提案した。また、議長は、多大なる作業の結果として、「広告」以外のすべての部分については、部会において同意を得ていることを述べた。
- 75.アメリカは、「広告」を含むことはガイドラインの範囲を根本から変えてしまうことから、「広告」を削除してガイドラインを採択することを支持し、食品表示部会と切り離して、定義を含めた「広告」に関する疑問について更に議論することを提案した。この意見は、多くの国に賛同を得た。
- 76.ブラジルは、「広告」を健康・栄養強調表示と関連して位置付けることは必要不可欠だとし、もし「広告」がガイドラインに含まれないならば採択すべきではないと述べた。また、「広告」は食品表示部会に関連しており、食品表示部会の「特定用途の未包装品における表示及び強調表示の基準」においても、すでに含まれていると指摘した。
- 77.多くの国は、「広告」は「表示」と深く関わっており、消費者を混乱させないためにも、両者は同じ原則に従うべきであることから、ガイドラインの範囲を「広告」にまで拡大することを支持した。また、これらの国のいくつかは、ガイドライン採択の為の妥協案として、この場においては「広告」を削除し、ガイドラインは各国の健康強調表示の規制において参考にすることを提案した。また、この場において、「広告」を削除するのであれば、この問題の重要性の観点から、食品表示部会において、「広告」についての検討を続ける事を提案した。
- 78.インド、シンガポール、インドネシアは健康強調表示を一般的に認めるべきではないとして、コーデックスにおける健康強調表示についてのガイドラインの作成に反対を表明した。マレーシアは、健康強調表示の科学的証明についての規準が特殊用途部会で作成されるまでは、このガイドラインは採択されるべきではないと述べ、フィリピンが支持した。

79.いくつかの国は、食品表示部会の任務はガイドラインに健康強調表示を含むことであり、範囲を「広告」にまで拡大することではないこと、及び「広告」が含まれる事による影響について十分な検討がなされずに、「広告」がガイドラインに含まれたことを述べ、「広告」を削除して採択することを支持した。いくつかのオブザーバーは、彼らの健康強調表示に対する懸念と、乳幼児対象食品に関連する問題を述べた。彼らは、広告は表示と一致していなければならないこと、消費者を誤解させてはならないことから、ガイドラインが採択されるのであれば、広告への対策も必要であると強調した。

80.総会は、ガイドラインの本質的な部分に同意が得られないとして、このガイドラインをステップ6に差し戻し、食品表示部会での更なる検討を求めることに同意した。

さらに総会は、食品表示部会に対して、健康・栄養強調表示における、広告の定義を検討するように要求した。